

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会
研究における特許使用円滑化検討WG
(第1回)議事録

1. 日時：平成18年1月20日(金) 10:00～12:00

2. 場所：中央合同庁舎四号館7階 743会議室

3. 出席者：

- 【主査】 渡部 俊也 東京大学先端科学技術研究センター教授
知財学会事務局長
- 【招聘専門家】 石川 浩 持田製薬株式会社知的財産部長
- 石川 正俊 東京大学理事・副学長・産学連携本部長
- 片山 英二 弁護士・弁理士(阿部・井窪・片山法律事務所)
- 隅蔵 康一 政策研究大学院大学助教授
- 田島 秀二 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表取締役社長
- 戸田 裕二 株式会社日立技術情報サービス取締役社長、弁理士
- 本田 圭子 東京大学TLO取締役、弁理士
- 松本 信一 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
プロセス&ナレッジマネジメント部 知的財産部
門担当部長

【オブザーバ】

阿部博之 研究における特許使用円滑化に関する検討
プロジェクトチーム座長
総合科学技術会議議員

【文部科省】 伊藤学司 研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推
進室長

【厚生労働省】 林 憲一 大臣官房厚生科学課研究企画官

【農林水産省】 坂本里美 農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
知的財産班課長補佐

【経済産業省】 安田哲二 産業技術環境局産業技術政策課技術戦略企画
調査官

【特許庁】 武重竜男 総務部技術調査課課長補佐

【事務局】 土井俊一 内閣府参事官

4 . 配付資料 :

- 資料 1 研究における特許使用円滑化検討WGについて
- 資料 2 研究における特許使用円滑化検討WGメンバー
- 資料 3 研究における特許使用円滑化検討WG運営要領(案)
- 資料 4 ガイドラインに関する論点の整理
- 資料 5 「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の研究目的のライセンスに関するガイドライン」(たたき台)(研究における特許使用円滑化に関する検討PT第5回の議論を踏まえ修正したもの)

参考資料 1 「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権の研究目的のライセンスに関するガイドライン(たたき台)」(研究における特許使用円滑化に関する検討PT第5回の配付資料3)

5 . 議事内容

【事務局】時間になりましたので、ただいまから「研究における特許使用円滑化検討WG」の第1回会合を開催いたします。

本ワーキンググループの主査については、研究における特許使用円滑化検討のプロジェクトチーム座長の阿部議員と相談をし、知的財産戦略専門調査会の委員で東京大学先端科学技術研究センター教授の渡部俊也先生に担当していただくことになりました。

以下、議事の進行につきましては、渡部主査からお願いいたします。

【渡部主査】御指名をいただきました渡部でございます。よろしくお願いいたします。

最初にメンバーの紹介を事務局の方からお願いをいたしたいと思っております。

【事務局】まず、持田製薬株式会社の石川知財部長でございます。

東京大学の石川副学長でございます。

弁護士の片山先生でございます。

政策研究大学院大学の隅蔵助教授でございます。

プレシジョン・システム・サイエンス株式会社の田島社長でございます。

株式会社日立技術情報サービスの戸田社長でございます。

東京大学TLOの本田先生でございます。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の松本部長でございます。

なお、本日、センチュリー法律事務所の竹岡弁護士と、信州大学大学院法曹研究科の中山助教授は欠席でございます。

なお、本プロジェクトはプロジェクトチーム座長の阿部先生にも御出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

【渡部主査】ありがとうございました。それでは、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

【事務局】皆様のお手元に議事次第というのが配られていると思いますが、その配布資料でございます。

まず資料1は「研究における特許使用円滑化検討WGについて」という資料でございます。

また、資料2は、前もって御紹介しましたけれども、同ワーキンググループのメンバーリストでございます。

資料3は、このワーキンググループの運営要領（案）でございます。

資料4は「ガイドラインに関する論点の整理」。

資料5は、ガイドラインのたたき台というものでございまして、プロジェクトチームの第5回の会合を開催した後に、第5回の議論を反映して、修正を加えたバージョンを配布しております。

また、参考資料1というのは、資料5と似てございますけれども、ガイドラインたたき台、プロジェクトチームの第5回の時点で配布された資料でございます。追って論点整理関係で御紹介をいたしますけれども、大学の知財関係者に御意見を聞いたときの前提となっている資料が参考資料1でございましたので、参考までに添付してございます。以上でございます。

【渡部主査】それでは、本ワーキンググループの運営要領の確認をさせていただきたいと存じます。事務局から説明がございましたので、よろしく願いいたします。

【事務局】お手元の資料3をごらんください。

「研究における特許使用円滑化検討WG運営要領（案）」というものでございますけれども、第1条は、研究における特許使用円滑化検討ワーキンググループ会合の議事手続その他ワーキンググループの運営に関しては、法令、総合科学技術会議運営規則及び知的財産戦略専門調査会規則、それからプロジェクトチーム運営要領に定めるもののほか、この運営要領の規定によることとするということ。

第2条は、ワーキンググループ主査は、事務を掌理するということ。

それから、主査がワーキンググループの会合に出席できない場合は、あらかじめ主査の指名する者が、その職務を代理するということ。

第3条は、ワーキンググループメンバーの関係。

第4条は、オブザーバーでございます。主査は、必要と認めた場合、主査の指名するものをワーキンググループの会合に、オブザーバーとして参加することができるということ。

第2項を書いておりますが、プロジェクトチーム構成員はワーキンググループの会合にオブザーバーとして参加できること。

第5条は、議事内容は原則公開するということを書いております。

第6条は、雑則でございます。

以上でございます。

【渡部主査】この運営要領（案）に基づいて本会を運営してまいりたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

異議がございませんようであれば、この運営要領（案）で会合を運営するということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、本日、関係各省庁からオブザーバーの皆さんに御出席をいただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【事務局】関係省庁からのオブザーバーを御紹介いたします。

文部科学省研究振興局の伊藤室長は、1時間ほど遅れての出席ということでございますので、それまでの間、河村係長に着席いただいております。

厚生労働省の大臣官房厚生科学課の林研究企画官でございます。

農林水産省の農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課の坂本課長補佐でございます。

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課の安田技術戦略企画調査官でございます。

特許庁総務部技術調査課の武重課長補佐でございます。

【渡部主査】ありがとうございました。

それでは、本ワーキンググループの趣旨の説明を事務局からお願いしたいと思います。

【事務局】配布資料の1というのをごらんください。

まず「1. 趣旨」のところに書いてございますけれども、これまで総合科学技術会議では、国費を原資として得られた大学等の研究成果に関し、円滑な研究活動を推進するための方策について調査・検討を行うことを目的として、プロジェクトチームを知的財産戦略専門調査会の下に設置し、これまで5回にわたりガイドラインの策定等について検討を行ってきました。

しかし、ガイドラインの検討過程に応じて生じた論点は、大学における契約の実務に関するものも多いため、こうした問題について、実務的に詳細な検討を行う必要があるということから、本ワーキンググループを開催するということでございます。

2. にございますように、主な検討内容は「①大学等における研究ライセンス」「②対象とすべき研究の範囲」「③民間が所有する特許権等の取扱い」「④その他」でございます。

これらにつきましては、本日、別途御議論いただく際に、資料4の論点でまとめてございますので、よろしくをお願いいたします。

2ページを開いていただきますと、検討スケジュールでございます。

第1回は本日、第2回は2月13日の15時から17時を予定しております、第3回は2

月 24 日の 10 時から 12 時を予定してございます。

今回、論点について議論をいただき、更に詳細にガイドライン（案）について第 2 回以降に検討させていただきたいと考えております。

また、最後の 2 行でございますが、ワーキンググループでのとりまとめ終了後は、プロジェクトチームそれから知的財産戦略専門調査会への報告を予定してございます。

以上でございます。

【渡部主査】ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題であるガイドラインに関する論点の整理に移りたいと思います。

今、御説明のありました資料 4 の方でございますが、ガイドライン（案）に対する大学関係者からの意見と論点を 7 項目に分けて整理をいただいております。

この資料に基づいて順次議論を行い、ガイドラインのとりまとめの方向性について確認をしていきたいと存じます。

事務局に最初の項目から順次説明をしていただければと思います。

【事務局】資料 4 をごらんください。「ガイドラインに関する論点の整理」という資料でございます。

冒頭 1 ページに書いてございますが、プロジェクトチームの第 5 回の会合を開催した際に、当時検討していたガイドライン（案）について、大学実務者の皆さんがどういうふうに考えられるか御意見を聞いてみたいというお話がございました。

それを受けて事務局では、関係するいろいろな大学の実務担当者の方にガイドラインについての御意見を伺いました。それを項目ごとにとりまとめて、当ワーキンググループでどういう論点について議論すべきかということをもとめたのが資料 4 でございます。

2 ページでございますけれども、まず「Ⅰ. ガイドライン全般について」でございます。大学関係者からの意見というのを御紹介しますと、ガイドラインに賛成する意見としては 5 つのものがございました。

1 つ目を読みますと「国がガイドラインを出すことは歓迎であり、それを基に大学のガイドラインを作成していきたい。本問題については、大学でも検討が必要と考えていた」と。

また、（ 2 ）も同じような意見でございますし、（ 3 ）も大学が研究活動の自由度を確保するためにガイドラインを定めることは、大変好ましいということ。

（ 4 ）もアカデミックフリーダムの観点から大学は他者の特許を自由に使えるようにすべきであり、全般的にこの内容に賛成。

（ 5 ）は、本ガイドラインで特に過不足はない。本ガイドラインに基づくライセンスポリシーは各大学の知的財産ポリシーやガイドラインによって周知することが必要であるという意見が寄せられております。

一方、ガイドラインに対する懸念というのもございまして、（ 6 ）でございますが、本ガイドラインは、特許制度における公益優先の視点、中小ベンチャー企業を育成する視点、

諸外国を含めた制度整合の視点、パテントを持つ意味を問い直す視点から慎重に検討する必要があると。現状はこれらの状況が混乱しており、本ガイドラインの持つ意味合いはさほど小さくなく、逆に無用の混乱や誤解を招く恐れがあるという意見。

(7)と(8)は同様の意見でございまして、リサーチツールの強い特許を持っているのはガイドラインが及ばない外国企業であり、研究の自由の確保に対するこのガイドラインの実効性は余り期待できないのではないかという意見がございました。

また(9)は、大学は発明者の意見を尊重して特許を取り扱っており、非営利の解釈やライセンスに関する考え方が先生によってまちまちであり、ガイドラインに従って一様の取扱いをすることは困難だという意見がございました。

以上、こういう意見をいただいた上で3ページを見ていただきますと、本ワーキンググループで御議論をいただきたい点として、事務局の方で2つの論点を用意しました。

(1)は、本ガイドラインは、大学関係者意見(1)~(5)にあるように、69条の解釈により生じた問題に対応するための考え方を示す意味で必要であるけれども、他方、意見(6)に指摘される混乱や誤解を避けるため、本ガイドラインの位置づけをより明確化すべきではないかということ。

また(2)、その場合の位置づけは、これまでに進めてきた大学による知的財産の創出、管理、活用施策を変更するものではなく、現行69条の解釈を前提として、研究の自由度を確保するためのベストプラクティスを提示するという理解でよいのかどうか。

こういう点について、確認の御意見をいただければと思います。

参考までに、こういう論点をなぜ提示したかということ、先に御紹介をしておきますと、資料5のガイドラインのたたき台をちょっと見ていただければと思います。

大学の関係者の皆さん、このガイドライン作成に直接携っているわけではないわけではございません、そういう方が読まれた場合、資料5の1ページの基本認識のところを見ましても、日々大学の知財部で頑張っておられる方が、どういうふうはこのガイドラインを受け止めていいとか、そういったような点が少し明確に書かれていないところもあって、先ほど御紹介したような誤解が出たところもあるのではないかと、そういうような印象も、皆さんにヒアリングをした結果としては持っております。

例えば、一例だけ挙げますと、1ページの冒頭の(3)(4)、1ページの「I.基本認識」の半分は69条の解釈の是非、いろいろな意見があるというようなことが非常に強く全面に押し出されて書かれてございまして、大学の実務者の方々にガイドライン全体の趣旨であるとか位置づけを説明するにはちょっと不足があったのかなと、それでそういう誤解みたいなこともあったのかなという感想も持っておりますので、併せて御紹介しておきます。説明の方は以上でございます。

【渡部主査】それでは、7項目ありますが、順次議論をしていただくような形で進めてまいりたいと存じますが、今、ガイドライン全体についてというところで、今の論点あるいはその論点に限らず、全般について御意見があれば議論をいただきたいと存じますが、い

かがでしょうか。

今、事務局から説明があったと思いますが、だれがどのように読むかというのは、執行機関のガイドラインではありませんので、そういうところを少し位置づけも含めて工夫した方がいいんじゃないかということはあるかと思いますが、いかがでしょうか。

隅蔵先生、何かありますか。

【隅蔵氏】おっしゃったように、位置づけを明確にするということと、あと必ずしも特許の専門家ではない方々が読むということで、わかりやすく書くというような方針で再度これを見直していくといいと思います。

昨年7月までプロジェクトチームの検討会の方でやってきた議論というものもあるわけですから、余り発散させる方向でなく、収束させる方向で位置づけを明確にしながら、これを基に修正していくとよろしいんじゃないかという印象を持っております。

【渡部主査】いかがでしょうか。

【石川（浩）氏】論点の中で、この取扱いとして研究の自由度を確保するためのベストプラクティスの提示と書いてありますけれども、目的は当然ここなんです、やはり知的財産の活用という視点を前提とするという、何かそういう一言がほしいんではないかと思っております。

というのは、（本ガイドラインが、）大学だけ、あるいは政府原資の資金で得られたものについて、研究の自由度の確保のためのベストプラクティスということなんです、活用という視点でベストプラクティスが図られるべきだということを、一言何らかの形で目的に加えていただければいいと思っております。

【渡部主査】大変適切な御指摘かと思えます。全般について、いかがでしょうか。

どうぞ。

【本田氏】そもそも大学で特許を取るという意義と企業で特許を取る意義は違うんじゃないかと感じています。現在のガイドライン案では、大学も民間企業と同じような視点から特許出願して権利化しているというような前提でガイドラインが策定されているように思います。そもそも大学が特許出願するというのは、他人の実施を抑止したり、プライオリティーを主張するといった、排他独占権を主張するために出願をするわけではなくて、あくまでも産学連携の一手段として出願するであると思われれます。具体的には、技術を民間企業に移転する前にあらかじめ大学サイドで出願手続を取ったり、やはり企業が資本を投下するためには、ある程度独占権が必要であろうという観点からあくまでも大学が出願して特許化するのであると思われれます。その観点から改めて考え直すと現在のガイドライン案は、大学が特許を他人の権利を排除する目的で使用されるというような懸念からのガイドラインになっているように思われれます。

ある大学で研究した成果のリサーチツールの特許化した場合、他の大学でそのリサーチツールを活用して共同研究したりすることをそれを抑えるのかといったら、多分それは大学としてはやるべきことではなく、共同研究で得られた成果について一緒にライセンス活

動をしましょうというような位置づけで考えるべきだと思います。したがって、大学間というのは、当然にお互い使い合える関係は担保するべきだと思います。

では、企業との関係で考えますと、企業が製品化しているものと、単に特許化しているもの、特許出願しているものというか、そういうもので少し区別は付けた方がいいのかなと思います。

例えば、ソフトウェアでも大学だから、アカデミックフリーダムだからといって勝手にコピーしていいかといったら、それは許されないことだと思いますので、そういう意味でアカデミックフリーダムだから何でもいいというのは、多分許されないことだと思います。製品化して、そこにきちんと企業が投下したものに対しては、ちゃんと敬意を払って、それなりにお金を払ったりとか、注意して取り扱うべきだと思います。ただ、単に特許権を持っているだけで製品化されておらず、市場で自由に得られないものに関しては、何らか民間も含めた形で、特許の円滑化の枠組みがあると、多分日本全体としての技術の進歩というところには貢献するのかなと思います。民間の場合には、そこは少し切り分ける必要があると思います。済みません、長くなりました。

【渡部主査】全体的にそういう趣旨を盛り込むような作文をするという趣旨になりますか。

【本田氏】はい。

【渡部主査】いかがでしょうか。

【隅蔵氏】今のことにする意見の前に、今日の進め方についての質問なんですけれども、今日は資料4について大体一通りやるということでしょうか、それとも資料5の文言まで入るという感じでしょうか。

【事務局】資料4の7つのパートについて順番に意見をいただいて、その御意見を参考にし、事務局の方で資料5のガイドラインの修正作業をやりたいと考えておりますので、今回は資料4について御議論をいただければと思います。

【隅蔵氏】基本的な位置づけをどうするかという話は、今の時間にしないといけないという感じですね。

【事務局】はい。

【隅蔵氏】わかりました。

それで、今のことにに関して、おっしゃるとおりだと思うんですけれども、基本的に少し性悪説的に立った考え方かもしれませんが、一方で、今、大学の特許というのは、機関帰属になっているものと個人帰属になっているものと併存している状態で、個人帰属の場合には、基本的にはみんなアカデミックなリサーチに関しては使いやすくしましょうという認識を持っていると思いますけれども、ただどんな人が出てくるかわからないというところはあるわけで、少し性悪説的に考えますと、例えばアカデミックなプライオリティを巡る争いが特許紛争になって差し止められてしまうということもあるので、そういうことも念頭に置いて、そういう人が出たときにも対処できるようなガイドラインをつくるということも一方では、その要素として盛り込んでおいてもよいのではないかと。

基本的には本田先生がおっしゃるとおりなんですけれども、少し性悪説的な立場に立った指摘というのも盛り込んでおくとうろしいのではないかと思います。

【渡部主査】よろしいでしょうか。

最後にもう一回全般について、また戻って多少議論した方がいいかもしれませんが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【田島氏】プロジェクトチームのときにも思ったんですけれども、やはり特許は、民間企業にとっては結構大変ですね。差止めという言葉がよく出てきますけれども、基本的には非常に厳しい法律だと思うんです。

ですから、特許のことを語るときに、いろんなことがあいまいな感覚で表現されるのはまずいと思うんです。ですから特許は基本的に非常に厳しいと。

それで、まだいろんな意味で日本は欧米と比べると勉強が足りないし、先生方も余り期待したことがないと思いますし、ですからぼやっとするという方向を、ある厳しさに目をつぶってしまうというのはまずいと思うんです。ですから、非常にクリアーにして、非常に厳しい部分を明確に打ち出す。あるいは、ガイドラインとしてもそういうことをきちんと勉強していこうということを出して、やはり厳しさを伝えることが、まず私は大事だと思うんです。

それで、今、原資が国費や何かを使った、あるいは大学内という枠があるわけですから、その枠に関しては、きちんと手続を明確に、しかも非常にシンプルに踏むというところにフォーカスを当てるとわかりやすくなると思うんです。特許法を越えて何かをすることはできないわけですから、しかも後段にも出てきますけれども、外国企業は結構大変ですから、ある部分だけぼやっとした感覚を大学内だけで持つという考え方はないようにする。だけど、手続を非常にシンプルにする。あるいは、ライセンスという言葉がどんどん出てきますけれども、ライセンスという言葉一つで決め切れないいろんな段階があるので、例えばお互い同士がインフォームする、納得するとか、そういうことでもきちんと手続は踏むということをやると、議論が非常にすっきりすると思うんです。

ですから、読んだ感じで、書かれていることは、みんな異論はないと思うんだけど、では具体的にどうしたらいいのというときに、やはりまさに混乱が生じるという一番最初の1ページ目は正しいと思います。

【渡部主査】ありがとうございます。全般について、また最後に全体の取扱いについて戻るかもしれませんが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【片山氏】1つだけ質問なんですけれども、隅蔵先生のおっしゃったような事態というのは、具体的に考えますと、ある抗体なら抗体を発見して、それに基づいて医薬を開発しようというようなスクリーニング特許があったとして、そのときに大学の研究者がそこから出てくる成果物というのは、ほかの人に研究してほしくない、自分が独占して最初に見

つけたいということで性悪説に基づくと、そのための独占を図ってライセンスをするのは嫌だという事態をお考えになっているわけですね。

【隅蔵氏】おっしゃった状況と同じかどうかわかりませんが、研究で同じようなテーマで健全に競っている限りは別にそれはいいと思うんですが、同じような技術分野を扱っていると相互の特許というのでも使い合っている可能性があって、それで相手のグループの研究を余り進めさせたくないために差止めをすとか、そういったことも生じかねないと、実際にそういった例で訴訟になったケース、これは表面上は企業同士の争いの形を取っていますけれども、アカデミックプライオリティを巡る争いがそこまで発展したケースというのは実際にあると思います。

【片山氏】わかりました。ちょっとなるほどと思ったものですから、済みません、どうぞ進めてください。

【渡部主査】では、次の項目をお願いします。

【事務局】資料4の4ページをごらんください。

非営利目的の範囲について、大学関係者からの意見をいただいておりますので、御紹介します。

まず最初は、非営利目的だけではなく、大学等の研究全般を対象とすべきとの意見がございました。

(1)は、非営利目的は定義が困難であり、大学＝非営利、企業＝原則営利と割り切らざるを得ないので、大学の研究の中で更に非営利という限定はするべきではない。

(2)は、強制力を持たないガイドラインならば、より大胆にしてよいと思うので、大学等の研究としてもよいと。

(3)は、大学が民間から委託を受けた研究でも、その研究成果を民間が市販品として生産するまでは実質的な実施料が発生しないから自由に使用できるようにすべき。こういった意見がございました。

また、(4)は非営利目的だけを対象とすべきという方向でございまして、大学であっても他者の特許権をすべての活動で自由に使ってよいということではない。当大学保有の特許権を他大学が無断で使用して、受託加工を行っていることに対して警告をしたことがあるという意見でございます。

また、次の(5)(6)は、非営利目的の定義が不明確だという意見でございます。

(5)は、大学も実学重視で、基礎的な研究であっても実用化を視野に入れており、営利目的ということもでき、研究は非営利、営利で線引きできないとの意見がバイオや獣医などの先生から出ていると。

また(6)は、大学が産学連携活動に参加することで、大学における研究活動がどこから営利活動に当たるのかが極めてあいまいであると。定義の再検討が必要だということ。

また、企業が関係する場合の意見としましては(7)、大学等における研究活動というのは実施場所を意味すると理解されるので、大学発ベンチャーが含まれてしまうのではない

か。それを除外するために大学等による研究活動と修正してはどうか。

また(8)は、機関一元管理について、異動先での研究目的での特許使用は制限なしとすべきだが、もとの大学において企業との共同研究で生み出された特許を異動先で別の企業との共同研究に使用することは制限すべきではないかと。

また(9)は、企業にも非営利目的の研究はあり得るとしておくべきだという意見がございました。

それを受けて5ページでございますけれども、論点として2つの点を提示しております。

論点の(1)は、本ガイドラインの対象を意見(1)~(3)にあるように、大学等の研究活動全般に拡大すべきか、あるいはこれまでのプロジェクトチームの議論では、非営利の方向で整理しておりましたことや、反対意見(4)というのもございますので、これまでどおり非営利に限定すべきかと。

特に、営利か非営利かという点は、先ほど御紹介しました資料5のガイドラインでは、研究ライセンスに対する対価というのをアカデミックディスカウントと、こういうような点が書かれておりますから、そういう点も関連する点でございますので、御指摘をしておきたいということ。

それから、第4章の民間が含まれる場合との関係、そういったような点も念頭に置きながら御議論いただければと思って留意点を挙げてございます。

また(2)は、上記論点(1)において、本ガイドラインの対象を非営利目的に限定するとした場合、意見(5)(6)にあるように、その定義をもう少し明確化すべきかどうか。厳密な定義はかなり難しいというのが過去の議論であったように思います。その場合に、例えば以下のような注釈をガイドラインに追加してはどうかと。

本ガイドラインにおいて、非営利目的の研究とは、大学等において行われる基礎研究や事業化を前提としない研究を念頭に置いている。ただし、本ガイドラインの性格上、これを厳密に定義し区別することは重要ではなく、研究の自由度の確保という観点から広範な意味に解することを妨げるものではないという注釈で一応の方向性を出すというのはどうかということでございます。

私の方からの説明は以上です。

【渡部主査】先ほどの全体についての項目は、最後にまた戻りますが、ここから先は項目ごとに修正の方向性を確認させていただきたいと思います。

今の論点の非営利ということ限定するかどうかと。それから非営利とした場合の定義の問題、この2点についていかがでしょうか。

どうぞ。

【田島氏】これも本当にここに書いてあるとおりだと思うんですが、非営利目的の特許というのは、基本的には少し違和感があるんです。ですから非営利目的ではなくて、最終的には営利を目標としてやっているというものがほとんどだと思うんです。

現に、今、経済産業省さんがお見えになっておりますけれども、産学連携のベンチャー企

業がもう千数百社できているわけでしょう。そんな状況の中で、ある大学の先生だけが非営利目的というようなことは現実的な表現ではないと思うんです。ですから、非営利段階にある基礎研究だと思うんです。非営利目的という言葉が削れないのならば、非営利目的あるいは非営利段階にある基礎研究に対してというような言い方の方がずっと来ると思うんです。

それで、非営利段階にあるわけですから、営利目的あるいは営利段階に入るときには、要するに、別途ある種の話し合いをするというような段階的な位置づけをお互いに認識できるようにすると議論が非常にすっとすると思うんですけれども、非営利目的かと聞かれてそうですと言える先生は、私は余りいないと思うんです。

【渡部主査】非営利目的の研究と。

【田島氏】非営利段階、要するに特許というのは、産業化するために、民製化するために取るわけですから、それでなかったら初めから論文文化してしまえばおしまいでしょう。だけど、実際問題は特許を出しているわけですから、それは最終的には製品化され、民製化され、産業化されることが目標でしょう。それが特許の趣旨のはずですね。

ですから、非営利段階にあるものは大学の内部において基礎研究をどんどんやると、それを自由自在に行うような環境をつくってあげると。だけど、営利段階に入ったときには、こういう取り決めでやるうというフォーマットがあれば、先生方はすっと議論に入れると思うんです。

【渡部主査】用語として段階という言葉かどうかは別として、どういうステータスにある研究かということをも明記した方がいいと。

【田島氏】非営利目的というと、非営利目的ですね、だから永遠に非営利目的であるべきということになるわけでしょう。でも実際問題は先生方はベンチャー企業を起こし、インキュベーションを学内に作り、千数百社できている段階の中で、それはそういうことを目指されている先生から見ると、一体自分の研究の立場は何であるということに関しては、どうにもできない違和感を覚えると思います。

【渡部主査】いかがでしょうか。

【石川（浩）氏】今、田島社長のおっしゃいましたことは、微妙に違うところがありますが、すごく正論だなと思っております。企業が特許を出す、それから大学から出てくる特許も最終的に何らかの事業化を目的として特許が出されるんだと思います。その研究というのは、確かに非営利段階というような表現もあるのかなと思います。ただ、私はガイドラインの表現としては、非営利目的の研究でいいんじゃないかと思っております。注釈としてちょっとこだわりますと、事業化を前提としない研究で特許を出されるものなんてほとんどないと思いますので、やはり「事業化が具体化されない」とか、そういう段階で注釈を加えていただければ、私はいいいんじゃないかと思っております。

【渡部主査】いかがでしょうか。これは、法人がどういう活動をしているかということで、特許が最終的に移転されて営利目的に使われるというのは、ちょっとまた別の話なので、

少し書きぶりのところで御指摘の点を反映させていただくことかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【片山氏】ちょっとほかの方の御意見を伺いたいんですが、非営利と入れずに、大学の研究というふうにガイドラインなんだから希望を述べたらどうなんだという御意見が第一の論点としてあるわけですが、それもなるほどというところがあるんですが、他方、企業の立場として、例えば共同研究をやっていこうというようなことを考えたときに、非常にそういうことがあるために、企業の方がお金を出し渋るようになるというのでしょうか、ヘジテーションが出てくるというようなことはあるのでしょうか。

逆に、財源の方で、これは国の財源ということになっていきますけれども、後から見ると100%という趣旨ではないわけですね。さまざまなものが混ざってもいいということですね。そのときに、企業がお金を出しにくくなるというようなガイドラインになると、ちょっと本来の目的から崩れるのかなという感じがしました。

【戸田氏】産業界を別に代表しているわけではないと思いますけれども、営利、非営利の問題というのは、ガイドライン全般の問題とも関係し、(6)に書いてある通り、慎重に検討する必要があると思います。要するに余り特許使用円滑化をやり過ぎると、特許を取る意味がなくなってくるのではないかという懸念が大学の先生の側にもあるわけです。

営利、非営利をなくして、全部大学等の研究に関して、自由に使える考え方にしていき、民間も含める、分野も限定しないということになってくると、ほとんど特許を取っていく意味というのがなくなってしまうと思います。逆に研究の自由度は確保されるんでしょうけれども。それでは特許を取ってどうするのという議論が大学の方からも民間の方からも出てくるように思うんです。

だから、私個人的には、69条のように法律上の例外ではないんですけれども、ガイドラインというのは、ある程度例外的な扱いのガイドラインのような気がするんです。その対象は余りどんどん広げていかない方がいいんだと思います。ですから、ある程度範囲をきちんと明確にした上で、この範囲だったら自由に使えますと。この範囲以外を越えたときには、基本的には民間も含めているんな形での話し合いをしていくということになるのではないかという気がしております。以上です。

【渡部主査】本件に関しては、大学ということではなくて非営利ということ。

【戸田氏】概念の定義が難しいと思いますけれども、ある程度非営利という概念は、私はあった方がいいと思います。

【渡部主査】いかがでしょうか。

【松本氏】先ほどの御質問ですけれども、企業がお金を出し渋るようなことがあるのかという御質問に関連してなんですが、やはりある企業がある大学さんと産学連携で共同研究をして、そのときに一定の研究資金を出すときに、そこでの成果が、例えばほかの大学で幅広くどんなところでも自由に使われてしまうということに対しては、場合によって一定

の懸念というのが企業側に生じるのはあるのではないかと考えています。

そういう意味で、今の戸田先生の御発言にもありましたが、今回のガイドラインの中でも、確かに営利、非営利を明確に分けるとするのは非常に厳しいところはあるにせよ、一定の考え方というのは分けて、極めて限定的な対象としていくことが必要ではないかと。また、そうしないと実際の現場の中での運用というのが非常に混乱を来すことも考えておかなければいけないのではないかと考えております。

【渡部主査】おおむね非営利というところの限定を入れて、ただし何回も議論されていて、定義が非常に難しいという認識はあります。その事務局の点で、今、こういう文言を付けると、注釈を追加するという形になっていきますけれども、こういう方向でいかがでしょうか。

特にこれをどうしても拡大をしないといけないということがなければ、おおむねこの方向でここについては修正をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

では、先もまだ長いので、次の項目で研究ライセンスのところを。

【事務局】ちょっとさっきの件で、田島委員とか、石川委員が言われた言葉のニュアンスとか、そういうのを参考にここに書かれた注釈を更に修正を考えてみますので、また御助言等をいただければと思います。

【渡部主査】では、次に研究ライセンスのところの説明をお願いします。

【事務局】6ページでございます。

大学関係者からの意見は、ライセンス負担が大きいとする意見が4つございました。

(1)を読みますと、従来から、大学間では研究ライセンスを結んでいる例はほとんどない。非営利目的の研究にライセンスを結ぶことが必ず必要になるとすると、手続が極めて厄介であり、そういうことは避けたいという意見でございます。

(2)も同じ意見でございます、(3)はリサーチツール等には複数の機関の特許が関係しており、すべての特許権者との間で研究ライセンスを締結するのは困難であり、負担も大きいということ。

(4)は、大学間では研究ライセンスなしに問題なく研究材料の提供が行われており、契約という手間を増やす必要はないと考えるので、研究ライセンスを締結することを奨励すべきではないという意見がございます。

それに対して(5)は、大学の研究であっても、他者の知的財産を尊重し、使用を希望する場合には許諾を求めることが必要である。そのために、大学の研究においても他人の特許等を調べた上で研究すべきであるという意見がございました。

7ページに論点というのを整理してございますが、(1)は、今、御紹介したような意見(1)～(3)のように、研究ライセンスを結ぶ負担が大きいこと、また、すべての特許調査を行うというのは、かなり現実的ではないと。

こういう点を踏まえると、図を描いてございますが、数に分けた議論をもう少しすべきではないかということでございます。

(2)は、相手がわかっている場合というのが実際の研究等の関係ではございまして、そういう場合には、本来あらかじめ研究ライセンスを結んでおくことが望ましいわけでございます。

しかし、手続負担というのを考えた場合に、M T Aの実務のような簡便な方法は採れないかということ。

また、論点の(3)は、本来重複研究や侵害予防のために特許調査というのは推奨すべきであるとしても、それでも相手が特定できないとか、わからないという場合は多々生じるわけでございます。

こういったような場合に、特許権者側の指摘などにより、事後的にわかったとすれば、ガイドラインに沿って研究ライセンスを締結することが望ましいのではないかと。

つまり、資料5のガイドラインに特許の使用を円滑化するというところで書かれているわけでございますけれども、次の議論で紹介しますが、権利不行使宣言にもいろんなネックがあるようでございまして、大学の関係者の方は、このガイドラインを読んで他人の特許を使う場合は、必ず研究ライセンスせよと書いてあると、そういうような印象を持たれた方も多いし、いちいち実際問題として現場感覚で言うと、すべてライセンスを結んでいくのは負担であるという声が非常に多かったわけでございます。

しかし、ここの図に描いてございますように、本当に相手から照会が来たとか、警告が来た場合であるとか、本当に相手がわかっていてすぐにやれる場合には、そういうライセンスを結ぶ方向での考えもあるし、それをもっと簡略化する方法はないかとか、念頭に置く状況を少し分けた上で、どういう整理をすればよいかということのを考えてあげないと現場がもたないんじゃないかということで、こういう論点を提示しました。

以上でございます。

【渡部主査】ここは、研究ライセンスということに関する、現場で非常に負担感を感じられるということで、そういうガイドラインに賛同しにくいという状況に対して対処をしないといけないというところだと思いますが、ここの点については、いかがでしょうか。

どうぞ。

【隅蔵氏】ここの部分の話をしますと、6ページの(5)番に書いてあるようなライセンスを受けるということを慣行にすべきであって、その慣行を弱めるようなことはすべきでないという意見を必ず私自身も伺うわけですが、昨年の7月の会議以降に私が調べたことで関連することとして、アメリカのPIPR Aというプロジェクトがあるんですけども、パブリック・インテレクチュアル・プロパティー・リソース・フォー・アグリカルチャーということで、カリフォルニア大学デービス校に事務局があり、公的研究機関が保有するアグリバイオの特許の約半分をデータベース化してライセンス条件のデータベース化をしているというもので、それだけでなく、例えば重要な技術についてはパッケージをして一括で提供していると。

彼らが、ゴールドンライスというビタミンAをたくさん含む米をつくるための技術をパ

パッケージにしてライセンスしようとしたときに、40件の米国特許、ならびに6件のマテリアルトランスファー契約があり、これ以外にも多くの契約が必要でしたが、こうした特許や契約を網羅的に調べるのには数年かかったと伺いました。それですら全部で数年かかるわけですから、すべての研究室でそれぞれの研究内容に即した特許調査と、権利者へのコンタクトというのを行うということが、余り実際には現実的ではないということを示していると思うんです。

ですから、7ページで言うと、相手がわかっている場合というのは、確かに想定すべきですけれども、相手がわからない場合というか、そんなにすぐには調べ切れない場合というのが多いということを前提に話を進めていくべきだと思います。

【渡部主査】ありがとうございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

【田島氏】別に言葉にこだわるわけではないんですけれども、ライセンスという言葉は、どちらかというと商業用語だと思うんです。ですから、ライセンスと聞いた途端にアップロントフィーとか、ロイヤルティーとか、そういうようなところと直結したイメージを持ちますね。文言的には何とも判断しかねませんけれども、今、大学内の枠がはまった研究の中で、ライセンスという言葉はどうもなじまないのではないかなと思うんです。

だから、私は英語力がありませんけれども、インフォームド・コンセントという言葉がありますね。ですから、知らせて同意してもらおうという段階が、いわゆる非営利活動の大学内の話になるんだと思うんですよ。

それで、ライセンスをするというのは、商業活動に入るときの話ですから、その段階で話し合おうみたいな、そういうような基本的なガイドラインとしての方針が決まっていれば、大学同士では知らせて同意して自由に使える。

でも、本格的にそれが産業化されるとか、次の段階に移るときには、新たな取り決めをしようというような感覚だとわかりやすいのではないかなと思います。ライセンスという言葉は、民間企業から言うと、非常に大変な言葉なので、どうも違和感が出るんです。別に言葉にこだわっているわけではありません。イメージがそういうふうにとられると思うんです。

【渡部主査】米国でも実施許諾契約、契約ですね。約束ですか、どういうふうになるんでしょうか。

【田島氏】訳としてはそうなんだと思うんですけれども。

【事務局】ちょっとよろしいですか。今日は御欠席ですけれども、信州大学の中山先生にも、ちょっと電話でこの点確認したんですが、やはりアメリカの大学間でどういうふうにあるかと。契約関係は、そんなに公表されるべきものではないので、実態はわからないことが多いと、そういう御返答でございましたけれども、ただ、実際問題として他人の権利を扱わせてもらっているけれども、権利者はそれに対して何も言わないというか、やめるとか、そういうことは言わずにどうぞという事実上の試験・研究の例外という

か、あるいは田島社長が言われたように、黙示のインフォームド・コンセントというか、黙示のライセンスとか、そういうような共通認識があるんだと、こういうようなことを指摘した文献というのは見たことがあります。こういうお話でした。

その中で言われているのは、それにはNIHのガイドラインの研究ライセンスの考え方が、やはり非常に役立っているのではないかと。結局、しっかりと契約をするというときに参考にするのはNIHのガイドラインであり、そのNIHのガイドラインにはシンプルライセンスという非常にフォームを簡単にした形で、しかもできる限りアカデミックディスカウントであるとか、非営利なら無料で提供するというようなことが書かれているわけですから、そういうことを考えていくと、結果的には、何もしないと、あるいは了解だけで済ませるとか、そういうような口頭了解で済ませるような慣行というのが実態上はあるのではないかとというお話がございました。

ガイドライン自身もある程度そういうねらいもあって議論をしていたというのが、過去の経緯ではないかと思えますけれども、若干大学の反応等の関係で言うと、そういうふうによく書かれているかというところ、そう書かれていないところもあって、まず研究ライセンスというのはこうしなさいというのは出ておりますけれども、かつての議論では、にじみ出していくとか、そういうような議論があったと思えますけれども、そういうところもうちよっとうやればよいかと。

それから、具体的にもう少し簡単な手法でのやり方というのが御提案できれば、大学の関係者の方の受け入れもスムーズに進むのではないかと考えております。

【渡部主査】プラクティカルにすぐれたやり方ということが例示できるということは多分重要なんだと思うんですけれども、米国等で何かこういう例があるというのはあるんでしょうか。

【石川（浩）氏】NIHのガイドラインにもちょっとだけ出てくると思いますが、合意覚書MOU、メモランダム・オブ・アンダースタンディングですか、ちょっと英語が間違っているかもしれませんが、いわゆるシンプルライセンスの例として、事実上の無償の許諾を与えるようなやり方として、MOUというやり方が企業間でもときどき使われますけれども、ライセンスは確かに人によっては、かなりお金が動くのではないかと。それから非常に厳密で、手続きが煩雑になるのではないかとというニュアンスも確かにあると思います。

MOUという言葉が受け入れられるのであれば、それでシンプルライセンスという意味がそれで兼ねられるのであれば、例えば採用されたらいかがでしょうかということで提案させていただきます。

【渡部主査】いかがでしょうか。どうぞ。

【石川（浩）氏】私は、特許を活用するという前提からすると、どの特許を使っているかということをはっきりさせるためにも、MOUを結ぶことを推奨することが記載されるべきだと思っております。

【渡部主査】ありがとうございます。どうぞ。

【事務局】今、おっしゃっているMOUというのは、シンプルライセンスの中のものですが、どんなイメージですか。

【石川（浩）氏】基本的にはマテリアル・トランスファー・アグリーメントに代わってもの（マテリアル）が動かないときに、特許権に関して研究室内で使うことに対して合意すると。ただし、外に持ち出してはだめだとか、営利目的に使うのはだめだとか、場合によっては研究成果を共有したいとか、そういうのがくつつくかもしれません。その程度だと思っております。

あと、勿論、提供した特許権以外のものについては保証しませんよとか、そういう一般的な条項は入ると思います。

【渡部主査】実質的には契約書で、比較的項目が少ない簡略なもの、そういう意味だと思いますが。

【石川（浩）氏】法律家の立場からいうと同じなんでしょうけれども、それをあえてライセンス・アグリーメントと言わずに、MOUというふうに読んでいることがあるようです。

【片山氏】契約書で双方捺印するというのではなくて、例えば権利者側から、これはメモランダム・オブ・アンダースタンディングですね。このような形で、例えばイメージですが、このガイドラインの趣旨にのっとり、非営利目的にT大学が使うことについて同意いたしますというような1枚で極めてシンプルなもの、ただし書きが幾つか当然付くんでしょけれども、そこにこのガイドラインなどに言葉が出てくれば、非常に安心感はあるんでしょね。

【戸田氏】一般的に企業同士でライセンス交渉をやって、基本合意に達した場合MOUとしては、その場で最低限合意した事項だけを、メモランダムとしてまとめて、お互いにサインをしておく、それから本格的な契約書をつくっていくというのが一般的ですね。日本語で言うと、覚書に近いんだと思います。

【片山氏】ただ、一言だけ付け加えたいんですが、ものすごく負担が大きいというのは、現状の大学が契約を結ぶ際の手続だとか、何かに、やはりかなり問題があるんじゃないかという印象を受けています。

ですから、この問題とは別にそちらも相当改善しなければいけないのではないかという感じは、余談ですけれども、いたします。

【渡部主査】大学の方で、石川先生か、本田さんか、いかがですか。

【石川（正）氏】大学もいろいろあるので、ちょっとここに出ている論点の幾つかは、大学の規模が少し小さいところに関しては、少し配慮してあげないといけないかなという気はするんですが、しっかりした体制を取っているところからすると、この辺の問題は余りないという認識を持っております。

それと、企業の契約の交渉の論理だけで、大学との間の交渉をするのは非常に我々としては危険であって、そもそも論になるかもしれませんけれども、先ほどの大学の研究、あ

るいは国費原資の研究がどういう目的のためにやられているかというところまで立ち返ると、企業間の論理だけを大学の中に持ってくるのは難しいかなという気がします。

もう一つ、この論点の中で、この場所だけではないんですけども、一応こういったものに関しては市場原理というのがあります。例えばここで何らかの差止請求なんかをされた場合に、それを答える、あるいはそれにマンパワーも含めてなんですが、コストを費やすかどうか、それをやるかどうかは市場原理で決まっています。それをやっても研究をやりたければやるし、研究をやりたくないとすればやめてしまうということであって、例えば企業がある要求をしてきたとしても、それよりもいい要求をしてくる企業があれば、そっちにさっと乗り換えるというのは、もう当然あり得る話ですので、ここに書いてあるガイドラインが、100%何かを押さえるというガイドラインではないわけですし、そこから先、どれだけ柔軟に対応できるか、大学あるいは企業の知財部の力量の問題だと思うんですが、こういう発言をすると、他の大学から怒られてしまうので、大学の産学連携知財部というのは、そういう方向に持っていきたいと思いますという希望を述べるにとどめておきたいと思います。

【渡部主査】できるだけ簡便な形でということで少し例示をするということについては、もう少しその辺は調べないといけませんかね。

【事務局】そうですね。ただ、今、いただいたMOUとかシンプルライセンスという考え方や、そういうのを少しうまく整理はできないかということで、事務局の方でも考えてみたいと思います。

特に、今のガイドラインですと、大学はしっかり対応しなさいということで、研究ライセンスと書いて、研究ライセンスの中には留意点とか、非常に難しいリーチ・スルー・ロイヤルティーとか、グラントバックとか、そういうところまでずらずらと書かれていますので、単純にこれだけを見ると、かなりすごい契約書だなと思うイメージがあるので、我々のメッセージとしては、そういう契約の留意点だけではなくて、今、言われたシンプルライセンスという方向で考えていくべきだということから始まって、そのために参考になることというのを、もっとメッセージを加えて流した方がいいんじゃないかと、そういうことを思っておりますので、追加でいろいろ参考になる情報がございましたら提供いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【渡部主査】この部分はよろしいでしょうか。少し修文の方向というのが出てきたと思います。

では、続きまして「IV. 権利不行使の宣言」のところに移りたいと思います。

【事務局】8ページでございます。「IV. 権利不行使の宣言」。「1. 大学関係者からの意見」でございますけれども「権利不行使の宣言に賛同する意見」として、(1)大学の研究者は実際に他の大学の研究者にも特許等を自由に使わせているので、特許等の使用の要望に対して大学間では無償で提供すべきであり、大学は大学間では試験研究に係わる特許紛争を起こさないことを宣言してはどうか。

(2) 国内の大学で、互いの特許権を研究手段として自由に使用できるという協約を締結すればよいのではないか。

(3) 研究ライセンスの手間とその対価を考えると不行使宣言の方向で、大学同士が相互に使い合えるルールが好ましいが、自ら宣言をするというより、相手との関係で問題が生じた場合に対応する。

また「発明者との関係に配慮した意見」としては(4) 先生(発明者) が Open Source にすべきと判断したら従うと。

(5) 大学のなかには、権利者の先生の意見、利用する立場になりそうな先生の意見等々があり、さまざまであり、一つにまとめるのは難しいと。出願経験のない教員は無償とすべきという考え方だし、出願経験のある教員は無償で使い合うことに抵抗があるという意見が出ていますということでございます。

また、(6) は今回の問題は 69 条の改正または運用の変更で対処すべきであるが、ガイドラインを作成するとした場合には、発明者の貢献に報いる方策の手当であるとか、大学保有知財の管理協会設立の手当を講じるべきだという意見がございました。

「 2 . 論点 」でございますけれども、(1) 権利不行使宣言は、研究ライセンスに代わる簡便な手続、そういう認識でプロジェクトチームでも議論したわけでございますが、相手先が不在のまま一方的に宣言するということは発明者との関係、特に意見(5) もあり、現実的でない場合があるのではないかと。

(2) むしろ、意見(2) (3) にあるように、不特定の相手に宣言をするのではなく、特許権を相互に使用する包括的な相互協定ととらえ、こういうものについても推奨していくという形にしてはどうかと、こういう論点でございます。

以上です。

【渡部主査】包括的な相互協定的に少しとらえ直した方がいいのではないかとということなんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【本田氏】この権利不行使宣言については、論点の(2) に書かれているような表現に変更していくのがいいのではないかと考えております。

というのは、論点 1 のところで、発明者の関係で現実的でないということが書かれています。別の視点では、大学では、現在、特許の活用をしましよとということで、TLO 等が活動しておりますが、権利不行使宣言が先行してしまいますと、おたくの大学の権利は全部権利不行使宣言をしているのではないかとということになってしましまして、技術移転に支障が出る可能性も考えられます。

具体的には、相手が不在のまま一方的に不行使を宣言しますと、不行使をした相手は大学だけなのか、企業も含めた対象にしているのかわからなくなり、ひいては、産学連携活動の活動に支障がでるおそれもあります。従いまして、権利不行使宣言に関しては、ガイドラインの中で慎重に取り扱うべきかと考えます。

むしろ(2)で書かれているような、大学の相互間では、共通の相互協定とか、そういう形も一つの解決策としてはあるというような書き方に変えていった方が、私としては現実的ではないかと思っております。

【渡部主査】ありがとうございました。どうぞ。

【隅蔵氏】私も今の御意見に全く同感でございます。権利不行使宣言という言葉が一方的に不行使宣言をするというようなイメージですので、むしろ不行使宣言を仮にしたとしたら、ほかのものも使えるというようなギブアンドテイクの関係が成り立つようなコミュニティをつくっていくように誘導していくと。まさに、それはプロジェクトチームの会議の第1回るときだと思えますけれども、私が提出させていただいたものの中にもコンソーシアムという言葉で書いてあって、そのコンセプトというのは、まさにこれのとおりなんですけれども、コンソーシアムという言葉遣い自体がよかったかどうかはわからないんですけれども、お互いの特許権を研究ツールとして使用できるような協定というようなものは書き込んでいくとよいのではないかと。

あとは、この中で(6)番に音楽著作権方式の管理協会の設立というのも、一つのアイデアとしては面白いと思ひまして、これは手短に申しますと、12月にOECDのワークショップでコラボレーティブメカニズムというワークショップがワシントンD.C.でありまして、それは特許権をどう活用していくか、メカニズムをどうつくるかということで、パテントプールのような特許を一括してライセンスするということの検討が1日目で、2日目はパテントクリアリングハウスということで、音楽著作権のような流通機構、いわゆるお店をつくっておいて、そこにアクセスして契約しやすくするというのを検討するというので、今、WHOがSARSの特許についてクリアリングハウス方式で普及させるということも検討しているということで、こういったところまで突っ込んで、こういう方式もありますよということでガイドラインに書いておくというのはよろしいかと思ひます。

もう一つオープンソースという言葉がありますけれども、オープンソースというのは、ちょっと誤解を招くかもしれなくて、実際にオーストラリアにはビオスというバイオの技術のオープンソースを実現するための機構がありまして、そこを使ったら、またそこに戻さなければいけないというものでして、逆に使い勝手が悪いというようなところもありますので、オープンソースという言葉が適切かどうかは検討する余地があるのではないかと、その3点ぐらいを思ひます。

【渡部主査】前半はコミュニティを広げるという目的に対し、権利不行使ということは相手が特定できないので、余り適切でない形になってしまうと、そういう趣旨ですね。

【隅蔵氏】そうですね。相互に利用できる方がいいということです。

【渡部主査】あと後半は、いろいろなやり方、特定分野に関してはこういうパテントプール方式みたいなこともあり得るかもしれませんなどという例示をするということですね。いかがでしょうか。

どうぞ。

【石川（浩）氏】私も同感で、権利不行使宣言を相手なく一方的に宣言してしまうと、やはり特許権は研究目的とは言えども、何のために取ったんだろうという印象を与えてしまうと思います。

例えば実際に、大学を商売相手にして、リサーチツールをビジネスにする人たちがいるわけです。それ（リサーチツール）は研究目的に使われているということだと思わなくても、特許が事業化された場合に、その場合にでも権利不行使ですかという誤解を招いてしまうという心配があると思います。

それから、権利不行使ということは、ライセンス料も取らないんですかと。時と場合によってはライセンス料は対価としてほしいわけですが、そこもあいまいになってしまうおそれがあるので、一方的な権利不行使ということは、その宣言というのを章立てして書くということに関してはちょっと抵抗があります。

ライセンスポリシーの中に、こういう場合には権利行使しないというただし書きがある。それでも事業化されている場合には、その限りでないという程度の書きぶりなら許容できるのではないかと考えております。

【渡部主査】いかがでしょうか。大体まとまって権利不行使宣言という書きぶりをガイドラインの中に独立させるというのは適切ではないということ。どちらかという、包括的な相互協定、あるいはそれを実現するいろいろな手段を例示するといった程度で、またここは書き直しのところだと思いますが、よろしいですか。

【事務局】いずれにせよ、御提案いただいた内容は、いかに相互に利用を進めるかという観点でのものだと思いますので、先ほどの研究ライセンスのところの議論も含めて、少し修正を考えてみたいと思います。

【渡部主査】それでは、次のM T Aの方に移りたいと思います。

【事務局】9ページでございます。

「1. 大学関係者からの意見」としましては、（1）でございますが、大学、国研などの公的な研究機関との間で、研究目的でリサーチツールを移動する場合は、原則無償とすべき、既に適用例があるということ。

また、（2）大学間の有体物提供については、提供を受けた機関がその提供物による研究で特許を生み出し、その特許によって提供者の研究活動が制限されないように、事前に手当することが必要であるということ。

また「民間企業とのM T Aに関する意見」としては、（3）でイ）、ロ）、ハ）に分けて書いてございますけれども、（1）（2）と違いまして、例えばイ）でございますと、民間企業が大学生生活を活用して研究する場合は、原則有償であるとか、場合を分けて無償の場合があるとか、そういうような意見が出てございます。

論点としまして、提出させていただいているのは、ちょっと読ませていただく前に、こちらの資料5の方のガイドラインを見ていただきますと、4ページのところになるんですけれども、プロジェクトチームで議論していたときにも、M T Aの話は結構いろいろ出て

いたわけですがけれども、実際には4ページの上から2段目の(3)のところでございますけれども、論点(1)のところに指摘してあるわけですが、ガイドラインでは、研究ライセンスの中で、有体物の作製や提供の費用その他の合理的な対価というのを求めることができるというのと、再分譲の制限などの制約を課すことができ、それに反する行為に対する差止めは妨げられないと。

こういうことが書かれているわけですが、大学からいただいた意見の(1)にあるように、MTAというのを原則無償という考え方でやっていこうと、こういうメッセージはガイドラインの中には出ていないわけですが、そういったようなことを追加的にガイドラインに加えればどうかと、この1点をちょっと確認をしたくて提示しております。

以上です。

【渡部主査】ここも実態的に大学の方で原則無償でということがあるんじゃないかということ踏まえた上で書いておいた方がいいんじゃないかということですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【文部科学省】MTAにつきましては、平成14年に、当時それが問題になったときに、文部科学省の方で、勿論まだ国立大学だった時代でございますけれども、MTAに関して一定のルールを示して、学術研究開発を目的として利用する場合には、無償提供が可能であると。産業利用の場合には、実費というような形ですが、有償提供というようなことを示して、大体それが定着をしているので、こういうような回答にもなっているのかなと思います。

それも含めて、改めてここで整理をするということであれば、勿論何ら私どもの立場で反対することはございませんけれども、一応、そういうことは示してあって、かなり定着しているというようなことが事実としてあるということだけ申し上げさせていただきます。

【渡部主査】逆にそういうことを踏まえて、平仄を合わせた形で表記がなされるということになるのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

【石川(浩)氏】マテリアル・トランスファー・アグリーメントに関して、あくまでもライフサイエンス分野なんですけれども、パテントとマテリアルが相互に流通しないときにどういうふうに研究に影響があるかということに関して、昨年9月に、昨年まで東大先端研にいられたウォルツ先生が『Science』に論文を書いております。

その論文によりますと、特許ライフサイエンスが受けられないことより、マテリアル・トランスファーがスムーズに行かないことによる研究に与える影響が大だということをおっしゃっております。

実際に、ライフサイエンス分野においては、特許権というよりも研究成果は、論文だけではなくて、マテリアルという形で表われている場合があって、そのマテリアルを使って

更に次の研究をするということが、かなり普及しておりますので、マテリアル・トランスファー・アグリーメントについての条項というのは、章立てして書いていった方がいいんじゃないかと思います。

それから、原則無償ということに関して、小規模のものに関しては、当然それが慣行としても成り立っているからいいんだと思いますが、NIHのことを参考に申し上げますと、NIHが管理しているマテリアルについては、研究目的であってもすべて原則有償です。

最近、NIHの持っているマテリアルについてのデータベースというのをファイザーがスポンサーになって、今、ホームページに提供されています。

そこで、ライセンス料金が民間の場合、アカデミックの場合というのがわかるんですけども、原則的に有償になっています。それは、やはりマテリアルを管理しているという維持費用として徴収すべきだということがあるんだと思うんです。

したがって、汎用性の高いマテリアルについては、どこかの企業がビジネスを始めればいいんですが、その一歩手前の汎用性の一定のレベルのマテリアルについては、やはり有償という場合もあることを何らかの形で担保しておくことが望ましいんじゃないかなと思います。勿論、それは営利目的というわけではないです。

【渡部主査】管理のコストの部分についてはあるけれども、それ以上のところは原則無償ということですね。

【石川（浩）氏】そのように思っております。

【渡部主査】いかがでしょうか。これも大学の実態に合わせた格好で書くということだと思いますけれども、どうぞ。

【隅蔵氏】これも無償の定義にもよると思うんですけども、先ほど伊藤室長がおっしゃったように、私も文部科学省の検討会みたいなものに参加していたんですけども、そのときかなり議論して、無償だけれども実費については大学間でも請求できるというようなことなので、無償と書いてしまうと、研究室によっては、ほかの人がほしがらるマテリアルをたくさん持っていて、提供ばかりしないといけないところというのがあるので、そこについても完全に実費すら取れないというのは少しかわいそうかなという気がいたします。

【渡部主査】これは、文部省のときのコンセンサスというのは、基本的には実費はあるんですね。

【文部科学省】実費がかかるようなものは、非常に少量であればまたあれなんですけれども。

【事務局】一応論点として、大学関係者からの意見でもございましたので、ちょっと書きましたけれども、私の意図は伊藤室長が紹介された平成14年のものの考え方、これは定着しているというのは事実でございますし、それを修正し直そうとか、そういう意図ではございませんで、またプロジェクトチームのときの議論も特許の問題とMTAの問題は区別して議論した方がいいというお話があったわけなんですけれども、今のガイドライン（案）では、先ほど言いました実費のところと、再分譲のところだけが、しかも知的財産のライセ

ンスの中にぼつんと書かれていて、ちょっと扱いが中途半端なところがありましたので、もしよろしければ、石川委員のところからは独立してというお話でしたけれども、ちょっと御発言の意図を確認しておく、文科省でつくられたものを変えようというような、そこはないわけですね。

【石川（浩）氏】必ずそこまではないです。けれども、その周知徹底を兼ねて、先ほどの研究ライセンスと併せて、例えば研究ライセンス及びM T Aでも構いませんけれども、そして厳密にはM T Aは特許権の活用だけでないことの方が多いんですけれども、その中で触れたらいいんではないかと思えます。

【渡部主査】章立てを別にするかどうかは、また全体の書きぶりの中で考えるとして、基本的に文科省以降、現場で実態的に定着してきたということ踏まえ、実費は除き原則無償というところを書き込んでいくという形でのよろしいかという感じだと思いますが、いかがでしょうか。特に、もしそういう方向でよろしければ、これも少し修文の方向性を検討していただくということにしたいと思います。

次に、これが一番の争点かもしれませんが、民間企業の特許の件でございます。

【事務局】10ページでございます。

「1. 大学関係者からの意見」では、民間企業の特許も対象にすべきとの意見として4つございました。

(1)は、政府資金を原資とする研究開発の結果、大学と企業がその成果である知的財産を共有する例は近年、非常に多いので、民間もガイドラインの対象に加えるべきである。

また(3)を紹介しますと、ガイドラインに民間企業を含めることが望ましい。大学では、企業と大学とが共同研究を行う際にはその成果としての知的財産を他大学の研究に無償で使用許諾できる条項を契約等に盛り込むべきとのガイドラインを作成していきたいと。

(4)は、このガイドラインが及ぶ範囲を企業が共同で入っているものは勿論、政府資金と関係ない知的財産など、すべての知的財産にまで拡大してほしい。

(5)は、企業、ベンチャーの反対を懸念する意見でございます。大学と民間を区別して考えることは困難なので、このガイドラインに民間企業を加えざるを得ないと考えますが、既存の民間企業及びこれから大学等の成果を活用してベンチャーを起こそうとする人々は反対すると懸念する。

また(6)でございますけれども、研究資金として政府資金を受けた大学や企業は、研究活動を活性化し、その成果である知的財産を効率的に活用する責務があるため、政府資金提供の時点で、大学等の研究に対する権利行使に制限を付ける約束ごとを盛り込むことも選択肢の1つとして賛成である、こういう意見がございました。

11ページに論点を書いておりますが、(1)大学関係者からは、民間企業の特許も対象にすべきとの意見が多いが、過去のP Tの議論でもございましたが、企業関係者には反対の意見が多うございます。こうした状況で、以下の考え方についてどう考えるか。

(2)本ガイドラインとしては、個々の契約等における最終的な判断は当事者に委ねら

れることを前提に、知的財産権者に民間が含まれる場合も、大学間と同様に本ガイドラインに含まれるとすることはどうかということ。

また（３）、政府資金を原資とするものが対象であり、かつ、我が国全体の知的創造活動の推進という観点から、民間企業であっても、本ガイドラインに配慮すべき旨を共通認識を持てる範囲で、何らかの最小限の記載をやっていくというのはどうか。

また（４）、先ほど紹介しました意見（６）にありますように、政府資金を原資とする研究開発の応募の段階で、その研究の公共性等を踏まえて、大学等のみならず、民間企業に対しても大学の非営利目的の研究活動に対する条件付けをするというのはどうかということでございます。

以上です。

【渡部主査】いかがでしょうか、民間を対象に入れるかどうかということですが、いずれにしてもガイドラインは強制力はないので、そういう前提でお願いします。

【戸田氏】ここは、前回も大きな論点だったと思います。

それで、最初にちょっと考えを申し上げますと、民間は原則入れるべきではないと思います。

プロジェクトチーム以降、産業界の中でもいろいろ話をしました。その方向性としては、ガイドラインを２つに分けるとするか、もう一個つくるという案はあるんじゃないかと。

１つは、今のように対象を限定しない、分野を限定しないで、政府資金の大学間の研究特許に限るというガイドライン。

あとは、産業界の中でも意見が割れています。分野によって、例えばバイオの分野は、積極的に民間を入れたいという意見もあるんです。

そうすると、NIHもそうでしょうし、OECDで検討されているのもそうだと思うんですけども、非常にお困りの分野に限っては、民間を入れてガイドラインをつくる。それは２つつくることが別に目的ではなくて、分野をある程度分けて例外措置を考えていく方向というのは、あるのではないかと思います。

それから、これは全く個人的な意見ですが、最後の政府資金提供の際に制限を付けるというお考えは、ある程度視野に入れていいんじゃないかと思います。

例えばそのときに公共性をどのくらい見るかとか、分野をどう判断するかとか、そういう問題があるのかもしれませんが、研究資金を提供するときに上流側である程度コントロールして、これに乗れるんだったらこの研究をやりましょうという形で民間も入ってくるというのは、私はあり得るような気はします。これは、今日伺ったので、正式に産業界の意見を反映しているわけではないですけども、個人的にはそう思います。

【渡部主査】ありがとうございます。いかがでしょうか。

【松本氏】意見の（６）の政府資金提供の際の制限を付けるということについて、私自身は、やはり制限というのは付けるべきではないのではないかと考えております。

企業にも、今の委員の方の御意見にもありましたように、付けてもいいんじゃないかと

いう考えがある一方で、付けてほしくないという企業も現実としてはあると考えております。

これまで、政府資金のもので、過去、国に帰属しているものが日本版パイドール法等によって民間企業に帰属するというふうに変わってきた背景には、そうすることによって、民間企業における権利の活用を促進しようというような背景があったものと理解しています。

そういう中で、今、こういう制限を付けるということが、その流れの中で果たしてどういう意味を持つのかと考えたときに、それに対して懸念する企業がいることを考えると、ここはやはりこういうものを付けずに、個々の案件でそういう問題が生じたときに、どう解決していくかということについて考えていくべきだと考えております。

例えば、先ほど権利行使を企業からされるということの御懸念に対しては、先ほどの議論でも簡便な方法でライセンスという仕組みはないかとか、あるいは産業界と大学の関係であれば、それを契機に大学と企業で産学連携をやって、そういう連携の枠組みの中で特許をどうやって使っていくかとか、それはいろんな具体的な解決の方法というのはあるのではないかと考えております。

また、そういった中で、これは個人的な意見ですが、権利を行使して、大学の研究を差し止めるといことはほとんどないと個人的には思っておりますけれども、ただ、どうしてもそうせざるを得ないという事由があったときには、それはよほどの背景があるわけですから、そのときにはそういった背景を考慮して、権利者の意図というものを尊重できるという余地はこういう中では残しておくべきではないかと考えております。

【渡部主査】まず一つはガイドラインが民間の特許を対象にすべきかどうかということと、政府原資の研究開発の応募の段階でコントロールすべきかどうかということですが、先ほど戸田さんが言われたのは、基本的にガイドラインの一番上位のところのポリシーは民間も同意をするべき内容というか、含まれているかもしれないですけれども、具体的な下位のところで幾つかフィールドによって分けるような構造というような意味合いですか。あるいは、ガイドラインのどこにも民間の特許は対象になっていないということですか。

【戸田氏】まずは、民間を除外としてガイドラインをつくるべきだというのが冒頭に申し上げたことです。

あと、困っている分野では民間を入れてもいいのではないかとというのが2番目です。

【渡部主査】全体的なガイドラインの中で特定分野版が下の方にぶら下がっているという構造になるわけですか。

【戸田氏】一本のガイドラインをつくるのであればそうかもしれませぬし、分けて2本つくるという考え方もあるのではないかとということです。

【渡部主査】政府資金については、戸田さんはそういうのがあり得るかもしれないと。

【戸田氏】あくまで、私がもともと言っているのは、分野とか、対象をきちんとはっきりさせて、そこでの例外を考えるべきであって、余りそれを一般化するべきではないという

ことを申し上げております。

ですから、政府資金提供の際にというのも、一律にこういうことをするのではなくて、分野とか対象をきちんと明確にすべきという趣旨で発言させていただきました。

【渡部主査】わかりました。松本さんの話は、基本的にバイドール法の趣旨に沿わないので、そういう規制的な条項が少しでも加わるというのは、基本的には反対と。

【松本氏】制限をすべきではないというのが基本的な考えです。

【渡部主査】分野によってということではなくて、すべて書くべきではないという形ですか。

【松本氏】今はそのように考えております。

【渡部主査】いかがでしょうか。どうぞ。

【石川（浩）氏】資料1の「2. 主な検討内容」を持ち出して恐縮なんですけど、本ガイドラインは「大学等における」というところを主体に今まで議論されてきているんじゃないかと思うんです。大学等における研究について、民間が所有する特許権については、例えば産学共同研究あるいは民間が委託する場合がありますし、大学の中においても民間との関係は切れなくなってしまうから、完全に民間を排除したガイドラインだと、何のためのガイドラインだかよくわからなくなってしまうような気がします。ただ、だからといって、民間企業間のライセンスガイドラインとして、今まで全く話し合われていないから、実は先ほど分野別ということで、ライフサイエンスの分野においては、いろいろ問題点があるということは、多分皆さん御承知のとおりだと思いますが、このガイドラインで民間企業を含めたライフサイエンスの分野の問題が必ずしも解決するとは思いません。

ということを見ると、やはりライフサイエンス分野については、OECDのガイドラインとかは最終的にどういう形で出てくるかわかりませんが、そういうことを踏まえながら、やはり2本立ての検討が必要ではないかと、今、思っております。

それから、先ほどの(6)について、個人的な意見ですけれども、(6)番は、やはり国がお金を出すときに、こういう制限を付けて、特にせっかくつくったガイドラインですから、制限を付けていくべきだと思います。

ただ、分野とか状況によっては例外があって、その例外については産業化、事業化促進のために独占的な活用が大学内においても行われるということは配慮すべきだと思います。その上で、原則としては(6)番があっていいんじゃないかと思っております。

【渡部主査】いかがでしょうか。

【田島氏】この基本的な問題というのは、今、政府原資でいろいろ開発をするわけでしょう、研究をする、開発をするというときに、要するに成果の帰属の問題なんです。

ですから、民間と大学が一緒にやるということは、それぞれの基礎的な技術を持ち寄ってあることをやろうとするわけでしょう。そのときにでき上がった成果が幾つかあって、それをだれに帰属させるかという問題が原則の問題なんです。

例えば、民間がこのガイドラインに入らないとなれば、多分先生との話し合いというのは、ほとんど民間がパテントを取ることになると思うんです。ただ、基礎技術の色分けというのを厳密にはできませんから、非常に複雑な環境をつくるという感じがまずします。それが1つです。

それから、共同出願という形もありますね。では、これはどうするんだという問題が起きます。これは両方に権利を持って、民間でもあり、公的立場の人ということにもなるでしょう。それがまた区分けが非常に難しい問題でしょう。

もう一つは、成果から生み出されてくる製品というのが、民間が絡んでいる以上は出てくるでしょう。これはどうするのという問題があります。ですから、特許としてあるくりができてしまっていて、それが自由だということになると、あるところからでき上がった成果の製品をどう取り扱うという問題になると思うんです。それで研究も5年、10年、20年かかるわけですから、特許の20年の期間との接合を取ることは結構難しい。

だから、私なんかの立場から言うと、民間企業が先生にお世話になって一緒にやっていて、それを自由に使っていただくことは返っているんな試験・研究が広がるから決して悪いことではないんだけど、一つ複雑な環境が起こればとえらい問題になるという感じがするので、とにかく民間は除くという考え方の方がすっきりするかなという感じはします。

【渡部主査】ここは意見がもともと割れているところなので、難しいところです。もともと研究コミュニティに同意をして参加していく民間企業はいないわけではないわけです。もともと産構審の69条の解釈のときから、そういう民間側の希望もあっての話なので、ここまで来たらそのことを分けて考えるかどうかという話か、原則除いてしまうかということです。それから、政府資金の話は、先ほどバイドール法の話がありましたけれども、これはもともと今みたいな問題を想定して議論がされていたというふうには私は理解をしていないので、これは必要であれば議論ができないということではないと思いますが、大きなところは分けて考えた方がいいかどうかということかと思っています。

どうぞ。

【石川（正）氏】ちょっと関連した質問なんですけど、企業の方がグループ企業に対する自由な利用という御要望をよく聞くんですけど、それとの関係はどうなんでしょうか。

【渡部主査】グループ企業、コーポレートで、どういう意味ですか。

【石川（正）氏】いや、コーポレートではなくて、例えばグループ企業が何社かあるのを、A社と共同研究をやって、A社との特許だけれども、B社、C社、D社という関連企業に自由な利用を求めてくる場合が非常に多いんですけど、それとこれとの関係を明確にしておかないといけないんじゃないかと。

【渡部主査】共同研究を対象にした場合ですね。いかがですか。

【松本氏】1つの例を申し上げますと、例えばA社という下にB、C、Dという会社があったときに、例えばA社がB社、C社、D社から一定の研究資金をもらってA社が研究をし

ていますと、その成果がB社、C社、D社に使わせるという契約スキームがあったときに、そのA社が例えば大学さんと一緒にやった成果については、やはりもともとの資金がB、C、Dから出ているという前提であれば、そこに使わせるようにしたいというような契約を大学さんに求めるということは現実にある話ではないかと思っております。1つの例としてそういう例を申し上げました。

【石川（正）氏】そうじゃない場合もあるんですが、要するに資本関係だけがあるからという理由をもって要求してくる場合があるんです。それはどういう論理なんですか。

【松本氏】申し訳ありません。そこについては、私自身知見がないのでお答えすることができません。

【渡部主査】今の御質問の趣旨は。

【石川（正）氏】資本関係だけで、そういう論理が民間側であるとすれば、政府原資という関係だけで、これが成立してしまうんじゃないかという気がします。

【石川（浩）氏】私の知っている限りで申し上げますと、いわゆる連結対象の子会社とかで、支配関係が実質上なされている。それは企業が、分割したり、統廃合をグループ内である意味では事業に応じてやっているわけです。そういう部分については、自由度がほしいし、多くの企業間契約においても、連結対象子会社に関しては、ほとんど無条件で、（契約書に）子会社を入れますといっても、何も支障なくアクセプトしてくれると思うんです。そういう範囲と、政府原資という話は、私は全く違うくりだと思っております。

【石川（正）氏】いや、論理的には同じだと思っんです。資本関係があるということは、そこに対して一定の資本の流れがあるということです。政府原資という流れの中で国立大学全体が一つの流れのくりの中にあるわけですから、その中で自由な利用というのは、グループ企業に対して自由な利用を要求するのであれば、大学間の自由な利用というのはできると。こっちができないのなら、こちらもできないという論理だと私は思っんです。

【渡部主査】ちょっとどういうふうに議論すればいいのか、わからない。

どうぞ。

【片山氏】2つのことを申し上げたい。今の議論については、民間の企業は、グループ企業というのはまるで区別していないですね。法的には別の企業なんだけれども、開発なんかをしていくときにファクションの1つ、部門の1つとして考えておられるところが多いと、そういう感覚は1つあるので、したがって、ちょっと場面が、法的には確かに独立のエンティティということになるわけですが、ちょっと違うかなという感じはしますね。

それから、その議論を続けられるんだったらあれですが、1つだけちょっと付け加えていただきたいのは、リサーチツールの問題と、もう一つ電気関係では標準化の問題というのは、このところずっと検討をされていて、何とかしなければいけないと。特許権の効力を余り強くし過ぎると、どうも結果としておかしなことが起こるんじゃないかと。

今も知財研の辺りで検討をやっているわけですが、出口が見えないんです。1つの方策としては、強制実施権ということを考えたらどうかと、公の利益になるんだと。例えば、

研究全般を促進するというのが本来の公の利益になるのではないかというような面、あるいは標準化の場合には、非常にアウトサイダーの特許というのが出てきた場合に、非常に困った自体になって、消費者自身がいい製品を入手できなくなると。

ただし、標準化はちょっと余分な話ですが、出口がなかなか強制実施権でやれるかというと、開発途上国に対する政治的なこともあり、他方、なかなかテクニカルにも難しい問題があって、なかなかそこは難しいのではないかということが一方で、ほかの大きな流れとしてはありますので、私自身の意見としては、こういうところで、やはり特許権の効力、こういう場合には制限といいたいでしょうか、これはガイドラインですけれども、一步としてひとつ入れておいていただいた方がいいのではないだろうか。その方が、その問題に対する問題、ひいては標準か何かの問題も解決する一つのステップになるのではないかという感じがしています。

以上です。

【渡部主査】おっしゃるとおりで、これはもともと産構審のときに69条の解釈のときも、強制実施権という話が出てきて、これは基本的に長く難しい方向なので、基本的にそうではない任意の形でのコミュニティーで、実質的に解決していくためのガイドラインという方向になったわけですね。ですから、全員が参画するというのを前提とできない。でも、逆に言うと、コミュニティーが広がる可能性があれば、多分一番ミニマムのところでもつくっておくことにベネフィットがあるんだという前提で始めていると思いますので、ちょっとここは今の状況では結論というのは難しいと思いますが、先ほどの分けて考えるということ、ライフサイエンスという言葉がいいのかどうかわかりませんが、少なくとも、そういうオプションをつくった構造というのは、検討する価値はあるかなという気もしますが、ちょっとここは、次回にしますか。

【事務局】昨年5月にとりまとめをしました、知的財産戦略専門調査会のとりまとめの中では、まず、これは政府原資を前提としてこういう問題に取り組むということ、それをガイドラインをつくって周知するという、それから、それとは別途にバイオのリーサーツール問題というものについてどう考えるかということ、を今後どうするか、そういうことについて言及しておりますので、石川さんが言われた別途というのは、このガイドラインとは別の話として、また考えていかなければいけない。

そのときに御指摘があったと思いますけれども、OECDの勧告案、これはバイオ関係で今議論されておまして、12月の会合は流れたわけでございますけれども、そういうもの様子とかを見ながら、今後どうしようかというのを考えていきたいということで、余りその話をここに入れ出すと、非常に複雑な話になってしまうと思っています。

一方、こちらの方は、大学全体で69条の話から始まって、これから国全体を挙げている研究をやっていかなければいかぬという中で、いろんな影響があるわけでございますので、できるだけ生じた波紋を取り除き、かつ特許の相互利用というのをしっかり図っていくということでございますので、射程は全体ということで考えております。

前回のPTのときから、民間の企業の方の意見と大学の方の意見とは根本的に割れているわけでございますけれども、私がちょっと考えるのは、確かに民間企業が所有している、既に政府原資でやって所有している、すべての権利を拘束的に制限をするといったことはとても難しいでしょうし、ガイドライン自身もそこまで目指していないわけです。

ただ一方で、何らかの形で民間を入れるということになると、多種多様な意見がなかなかまとまりにくいという背景もあるようでございますけれども、民間企業であっても、例えば、まず我々が議論している根本的なテーマとして、特許権の差止めが行使されて、大学での研究に障害が生じて、国全体の研究レベルに支障が生じていくということは避けなければいけないというところは、まず民間企業であっても、大学であっても共通の認識が持てるような気があります。

それを更にもう一步、個別のケースとしては難しいとしても、総論で賛成、共有の認識を持てるところがあるんじゃないかと思っているんですけれども、そういうところはどうか。

そこで、ある程度コンセンサスができるようなことは、少なくとも民間の部分でも、少し書いていくということが、国全体の研究活動をスムーズにしていくという意味で、これまでやってきた取組みに沿うんじゃないかと考えています。

【渡部主査】時間もかぎられているのですけれども、最初に全般についての御意見を伺ったときに、これは基本的には活用を前提とした話であるということですか、大学が特許を取る意味というのは、これも活用を促すということで、そこをもっと厚く書いた方がいいというコンセンサスだったと思いますが、そのレベルの中で、企業も含めて合意できる部分というのは、多分そのレベルであれば、これは今まで十分議論してこういう議論が出てきた背景があるので、そのレベルで詳しくガイドラインという、これは私個人的には細かいことが結構多くて、もうちょっと総論的な、全般のときに意見をいただいたような活用を前提とした話であるというところは厚く書いておく必要があるのではないかなという感じがするんですが、その部分で、この企業の取扱いというのは何かできないかという気がしているんですが、その辺はいかがでしょうか。

【田島氏】政府原資でやる場合もいちいち契約書は結んでいますね。それで、帰属の問題は明確に、昔はかなりあれでしたが、今は非常に国研にしても大学にしても交していますね。

ですから、まず、今どういうことがあるにせよ、前の問題には訴求しないと、それは決められた枠でやっているわけですから、今後は政府資金の際に制限を付けるなり、これは制限というか取り決めの問題ですから、しっかりした取扱いに、例えば条項を設けてやっていくと、これ以後がそうだよというのなら全然民間企業を何かの形で、このガイドラインの枠内に入れるということに関しては反対のしようがないと思います。嫌ならやらなければいいわけです。ですから、ここからスタートするというのが、まず原理原則だと思います。

それから、前にも言ったように、これは成果の帰属の問題なんです。ですから、民間の人にとって非常に厳しい条件であると、本当の成果を出せなくなるという問題につながってくるでしょう。だから、本当に真剣にやっていい成果を出して、それが実はあるあいまいな形で使い得るという環境をつくってしまうのはまずいと思います。

ですから、あくまでもとにかく取り決めをするということと、納得する条件を今からつくるといふことならば、民間企業をガイドラインのある枠に入れるということは構わないと思います。

【渡部主査】という御意見もいただいたんですが、いかがでしょうか。

【本田氏】民間企業さんは、政府原資というのが前提であれば、自分たちの技術、大学に使わせるか、使わせないか、選択するときはその資金を取るべきか、それを自己資金でやるべきかという選択ができると思うんですけれども、一方で大学はその選択ができるんだろうかと考えると、やはり大学は政府原資で、すべてが多分政府原資の研究、少なくとも少しは入っていると思うんです。そうやって考えると、何か選択がないなと思ったりもするんです。

ですので、少しそこで民間企業さんと同じように大学が取り扱えないのかなと思ったりしまして、今の意見で、ふと公平でないのかなというところは感じました。

【渡部主査】基本的に政府原資ということで同じように扱ってという話ですか。

【本田氏】大学に対しても、政府資金が申請する際などに、本ガイドラインが適用されることわかるようにインフォメーションがあって、研究者もそれを理解した政府資金を申請できる環境を作っていた方がいいと思います。

【渡部主査】いかがでしょうか。今日はこれで結論というわけにはいかないんですが、少しいただいた幾つかの視点で、これはもう一回検討することになるかと思うんですが、政府原資のところはともかく、ミニマムで何とか入れていけないかということです。

それから、全体の書きぶりの中で詳しいガイドラインというところに落とし込めなくても少し精神的な、NIHのガイドラインにも実際にそういうところが結構厚く書かれていて、そういうところがコミュニティの促進にプラスになるような形、ただし、すべての企業が対象というようなことではないのかもしれないと、その兼ね合いのところうまくできないかどうか。そういうような宿題を出したら、事務局ができるのかどうか、私にはよくわかりませんが、いかがですか。

【事務局】今日いただいた意見を基に、ガイドラインの修正を行うことにいたします。次回会合以前の段階でいろいろ調整をやらせていただきますので、御協力いただければと思います。

先ほど民間の話が出ましたけれども、現時点の資料5のガイドラインでは、民間が含まれる場合の考え方というのを章を起こして書いておりますけれども、これは何でこうしたかという、大学間の議論をしているのか、民間を入れた議論をしているのかで、過去の議論が非常に錯綜していたので、そこを分けるために、あえてこうしたということであり

まして、その構造も変えて、先ほど主査の方からございましたように、もう少し考え方というところで共感できるようなところがあるのかということについて、特に民間の方々ともう少し話し合わせていただきたいと思います。

それから、冒頭の議論のときにございました、もともこの議論が始まったときには、NIHのガイドラインというのを参考にしましたけれども、NIHのガイドラインは実務的な観点で非常に盛りだくさんのことが書かれておりまして、それを余りやり過ぎると、今度は大学の方に見せたときには、基本的な考え方というのがわかりにくいというところがございますから、もう少し本当に読んでもらいたい、大学の方にわかるようなことを今日の議論を参考に整理をして、うまく調整をやらせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

【渡部主査】何か全体を通じてコメント等ございましたら、いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

ちょうど時間になりましたので、今の趣旨で、細かい7つのところを議論させていただきましたが、ほぼ修文の方向性が見えている部分と、最後全体の扱いの中で民間のところをどうするかということかと思えます。

御意見をいろいろありがとうございました。次回は、今回の議論を踏まえて、修正案という形で議論をさせていただきたいと存じます。

事務局から、今、言われたように、事前に相談が行くと思いますが、よろしく願いいたします。

何か補足はございますか。

【事務局】結構です。

【渡部主査】次回の会合が、2月13日月曜日15時からの2時間。この建物の4階の特別第2会議室ということでございます。

以上をもちまして、本日の会合を終了させていただきます。ありがとうございました。